

東京都 最低賃金

時間額

932 ^{25円 UP} 円

平成28年10月1日から

守っている？ 守られてる？
雇う上でも、働く上でも、
最低限の
ルールなんです!!

最低賃金、

しっかり

チェックウーツ!!



必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

パソコンでも最低賃金がチェックできます!

WEBでチェック!

最低賃金制度

検索



最低賃金に関するお問い合わせは東京労働局または最寄りの労働基準監督署へ

東京労働局ホームページアドレス
<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



必ずチェック! **最低賃金** 使用者も、労働者も。



最低賃金制度とは?

働くすべての人に、
賃金の最低額(最低賃金額)を
保障する制度なんです!

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。



最低賃金額以上と
なっているか

チェックの方法は?

チェックしたい賃金^(※1)を時間額にして、
最低賃金額^(※2)(時間額)と比較するんです!



1 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

2 日給の場合

日給 \div 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額(時間額)

3 月給の場合

月給 \div 1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額(時間額)

4 上記1、2、3が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) \rightarrow ②の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) \rightarrow ③の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
⑥精進手当、通勤手当および家族手当
(※2) 日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額 \geq 特定最低賃金額

あなたの
賃金は?

スマホ、携帯で
調べよう!



リサイクル選性[Ⓐ]

この原紙は、印刷用の紙へリサイクルできます。(H28.9)

平成28年度地域別最低賃金時間額状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	(発効年月日)
北海道	786 (764)	22	(平成28年10月1日)
青 森	716 (695)	21	(平成28年10月20日)
岩 手	716 (695)	21	(平成28年10月5日)
宮 城	748 (726)	22	(平成28年10月5日)
秋 田	716 (695)	21	(平成28年10月6日)
山 形	717 (696)	21	(平成28年10月7日)
福 島	726 (705)	21	(平成28年10月1日)
茨 城	771 (747)	24	(平成28年10月1日)
栃 木	775 (751)	24	(平成28年10月1日)
群 馬	759 (737)	22	(平成28年10月6日)
埼 玉	845 (820)	25	(平成28年10月1日)
千 葉	842 (817)	25	(平成28年10月1日)
東 京	932 (907)	25	(平成28年10月1日)
神奈川	930 (905)	25	(平成28年10月1日)
新 潟	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
富 山	770 (746)	24	(平成28年10月1日)
石 川	757 (735)	22	(平成28年10月1日)
福 井	754 (732)	22	(平成28年10月1日)
山 梨	759 (737)	22	(平成28年10月1日)
長 野	770 (746)	24	(平成28年10月1日)
岐 阜	776 (754)	22	(平成28年10月1日)
静 岡	807 (783)	24	(平成28年10月5日)
愛 知	845 (820)	25	(平成28年10月1日)
三 重	795 (771)	24	(平成28年10月1日)
滋 賀	788 (764)	24	(平成28年10月6日)
京 都	831 (807)	24	(平成28年10月2日)
大 阪	883 (858)	25	(平成28年10月1日)
兵 庫	819 (794)	25	(平成28年10月1日)
奈 良	762 (740)	22	(平成28年10月6日)
和歌山	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
鳥 取	715 (693)	22	(平成28年10月12日)
島 根	718 (696)	22	(平成28年10月1日)
岡 山	757 (735)	22	(平成28年10月1日)
広 島	793 (769)	24	(平成28年10月1日)
山 口	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
徳 島	716 (695)	21	(平成28年10月1日)
香 川	742 (719)	23	(平成28年10月1日)
愛 媛	717 (696)	21	(平成28年10月1日)
高 知	715 (693)	22	(平成28年10月16日)
福 岡	765 (743)	22	(平成28年10月1日)
佐 賀	715 (694)	21	(平成28年10月2日)
長 崎	715 (694)	21	(平成28年10月6日)
熊 本	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
大 分	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
宮 崎	714 (693)	21	(平成28年10月1日)
鹿児島	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
沖 縄	714 (693)	21	(平成28年10月1日)
全国加重平均額	823 (798)	25	

※1 括弧書きは、平成27年度地域別最低賃金額